

司法制度と日本の近代化

中 村 英 郎

- 一 はじめに
- 二 明治期の実体法
- 三 司法制度を通じての国の近代化政策の実現(一)
- 四 司法制度を通じての国の近代化政策の実現(二)
- 五 むすび

一 はじめに

日本は、明治維新に際し、不平等条約の改正という問題を契機として近代的な法制の整備を迫られ、従来、日本において行われていた固有法を捨て、一挙に西欧法を範とした近代法をもつに至った。近代法整備の当初においては、幕末以来、幕府と密接な外交関係にあったフランスの法制の影響が、各分野において大きかったが、その後、明治一四年、岩倉が憲法制定の基本方針をプロシヤ的立憲主義とするいわゆる憲法建義を上奏した頃より、政府の関心は急速にドイツ法に移り、その後整備さ

司法制度と日本の近代化

れた法典はいずれもドイツ法を模範とするものであった。司法制度の領域についていえば、明治二三年に公布された裁判所構成法は、ドイツ人ドルフが一八七七年のドイツ裁判所構成法を範としてその草案を作成したものであり、また、同じく同年公布された民事訴訟法も、プロイセン州参事官テヒョーが一八七七年のドイツ民事訴訟法を典型として起草したものである。刑事訴訟法はやや特異な展開をみせており、明治二三年に公布された刑事訴訟法はフランス法を範とするものであった。しかし、その後、ドイツ法の影響をうけ、大正一三年に改正された刑事訴訟法は、ドイツ法系のものとなっている。

このように、我が国の司法制度が、ドイツ法を模範として編成されるに至った最大の原因は、明治政府が天皇制を安泰ならしめるため、わが国の憲法制定の基本方針をプロシヤ的立憲主義に求めたことにあるといつてよいであろう。ここでは絶対君主主義が支配しており、それに学んだわが旧憲法は、それに更

に輪をかけた絶対的支配体制を確立した。国憲の基本構造がプロシヤ的のそれであれば、司法権に関する組織も、またそこに学ぶのが一番容易な方法であったといふことができる。憲法において『司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ』旨規定されており、それにふさわしい官僚的な司法制度がドイツ法を範として整備されるに至ったのである。

近代的司法制度が外国法の影響の下どのようにして整備されるに至ったか、その経緯については、別に概観を試みたことがある。(一)ここではこのようにして成立した司法制度(ことに民事司法制度)が、第二次世界大戦に至るまでの時期において、日本の社会にどのように根を下し、また日本の近代化にどのような役割を果たしたかを概観してみたい。司法制度は、しかし、司法制度だけで一人歩きできるものではない。それは実体法の実現を担保するためであるから、まず明治期において実体法がどのような意味をもっていたかということから考察をはじめることしよう。

(一) 拙稿「近代的司法制度の成立と外国法の影響」早法四二卷一・二号、Hideo Nakamura, Die Rezeption des deutschen Rechts in Japan, Zeitschrift für Zivilprozess Bd. 84, Heft 1.

二 明治期の実体法

明治政府は、政権担当以来、不平等条約の改正のために、速やかに西歐式の近代的法典を整備することを迫られ、その事業を促進した。しかし、この法典整備の作業は、政府にとって、ただ条約改正のため、かたちを整える必要があったという故のみでなく、実は、西歐式の個人主義、自由主義の法制を導入することにより、わが国の社会経済体制を近代化するためにも必要のことであった。

徳川時代に至るまで、日本には農業を主要生産物とする自然経済が支配的であったといふことができる。それはまた、複雑な封建的身分関係と結び、徳川封建制を支えるものでもあった。しかし、幕末の頃には、すでにこの封建的生産関係を分解させる商品、貨幣経済の発達、商業、産業資本の発展がみられていた。また幕末以来、外国との接触、兵制の改革、兵器の製造等を通じ、識者の間には、すでに封建組織の限界を認識し、外国の圧力が、ただ、兵器の優秀性に基づくものでなく、産業革命を経た西欧近代国家のもつ資本主義社会体制の力によるものであることの認識が生れていた。これらの要素は相まって、明治維新政府の成立を機とし、封建的諸制度を廃棄せしめ、日本をして資本主義国家への道を歩ませることになった。

資本主義社会体制は、所有権の絶対性と契約自由の原則を前提とする市民社会法制の整備を必要とする。かくして、その基

本法として最初に用意されたのが明治三年のフランス法にならった旧民法、旧商法である。これらは法典論争の結果、公布されたが遂に施行されず、その後ドイツ法を範とした明治二九年の民法、同じく明治三年の商法が施行されることになった。

要するに明治政府は、資本主義の社会経済体制を新たに発案する日本の理想型とし、その社会経済体制も、またその基礎を措定する法制も、全体としてこれを西欧から継受したということができよう。かくして、日本は立法、行政においてはもとより、後に述べるように司法の分野においてもこの方向において、近代化をおし進めたのである。ここでの法は、もとより、日本古来の国民生活の中につちかわれたものではなく、日本を近代化、西欧化するため、国民生活において行われるべきものとして政府が定めたものであり、それはいわゆる牧民の具としての性格をもつものであった。

このような、西欧の合理主義を基調とする実体法の体系が、当初、東洋的非合理主義思想を背景とするわが国の国民生活に、容易にうけ入れられなかったであろうことは想像に難くない。政府が新たに制定した西欧式法典は、はじめは、ただ法律専門家、一部識者のものであって、国民のものではなかったとみてよいであろう。我が国では、明治時代に新しい司法制度が整備された後においても国民の間に裁判所へ訴え出ることを

好まない傾向があることが指摘されており、その理由として日本人の東洋思想が裁判により事の是非、善悪を明確にすることを好まないということがあげられている。⁽¹⁾しかし、そればかりでなく、政府の法と国民の法意識との間に、大きな断絶があったことに、その大きな原因があるといってもよいのではないかとと思われる。

(一) たとえば、川島武宜「現代日本における紛争解決」
(日本の法・上) 六二、六三頁

三 司法制度を通じての国の近代化政策の実現(一)

明治期において制定公布された法は、以上のように、国民生活の中から生成した国民の法ではなく、国家がもちこんできた、お上の法であった。しかしそのような国民生活になじまない西欧法、ないし西欧法思想も、それがお上の法であることの故に、当時の上をうやまう国民的信仰にたくみに乗じ、また争が生じ、それを裁判所へもち出すと、この近代法によって裁判されるという方法で、次第に国民生活の中にしんとうしていった。新しい法に対する国民の信仰も、それが裁判によって強制されることの故に信仰として通用したのであり、この意味において、まさに司法制度を通じて近代法、すなわち政府の近代

化政策は国民の間に太い根を下ろしていったということができ
る。かくして、明治期に近代的民法、商法等が制定されて以
来、従来国民の間では明確でなかった権利義務の觀念が次第に
明らかにされ、予測可能な法律關係が生じ、資本主義社会が前
提としている社会生活關係が徐々に作り出されてきている。

司法制度は、しかしこのように日本に近代的社会關係の基礎
を作り出すのに貢献したというばかりでなく、また、ある場面
においては、国の政策を保護し、それを助長するという機能も
いとなんだ。この場合、日本が整備した実体法がドイツ法流の
パンデクテンシステムのものであったということは、重要な意
味をもっている。この実体法体系の下では、事実と規範が分離
している。実体法の規定する法規が、そのまま具体的事件にお
ける具体法となるのではない。裁判は形式的に考察すれば、法
規を大前提、事実を小前提とし、それによってえた帰結命題が
裁判となるということになる。しかし、パンデクテンシステム
の実体法体系の下に、実際には、まず、事実を認定し、それに
法律を適用するという過程を経て裁判がなされる。この場合一
つの事件につき、異なった法規を適用することが可能であり、
その結果、異なった判断が、いずれも理論的な正当さをもって
導かれることになる。この異った判断の中、いずれを国家意思
として裁判において宣言するかは、裁判の衝に当る裁判官の法

意識によって決せられるのである。⁽¹⁾ かくしてパンデクテンシ
テムの実体法を背景とする場合、実は、裁判官の法意識が決定
的な意味をもち、事件によっては、それが訴訟の勝敗の鍵をに
ぎるという結果を招来することにもなっている。もし、日本の
継受した外国法が、事実と規範の充分分離していない、英米法
であったとしたら、事実を認定することが即ち適用される規範
を特定することになり、裁判官の法意識により事件の勝敗が決
せられる余地はほとんど生じなかつたであらう、ということが
できる。裁判官の法意識は、パンデクテンシステムの実体法体
系と結んで極めて重要な意義をもっている。つぎに当時の司法
制度の担い手と、その法意識について若干の考察を試みよう。

(一) パンデクテン・システムの実体法に対応する裁判の構
造分析については、中村宗雄「私の裁判理論」(早法会
誌一六卷)一九〇頁以下参照。

新しい法制を実施するためには、新しい法に習熟した者を必
要とする。明治政府は、すでに明治四年、司法省に明法案をお
き、次第に移入される西欧法に備え、その担い手の養成をはじ
めた。そこでは、ブスケや有名なポアソナード等が、法律の教
授に当って、後のわが国の司法の中核を作り、また、それは研
究機関として立法にも大きな役割を果たした。

司法省明法案は、その後司法省の直轄となりいわゆる司法省

法律学校正則科となったが、その後、明治一七年文部省直轄の東京法学校となり、さらに、明治一八年には、東京大学と合併して、その法学部第二科となっている。明法寮は、要するに政府による司法官の養成を目的とするものであり、政府の意図を司法部において遂行するのに当り、与つて力があつた。

右の明法寮とならんで、官立の学校としては、大学南校を前身とする東京大学があり、それは、明治一九年には帝国大学令による大学となつた。この大学が目指したところは、わが国の文化の中心となり、その水準を西欧諸国と比肩しうるものとしようといふところにあつた。法学部についていえば、法律学の研究と教育の中心となることであり、当時、まだ僅かしかいなかった法律専門家を教員として擁し、明治の一時期においては、大きな権威ある機関であつた。この大学は、要するに政府の御用機関であり、一方政府の意をくんで立法に参画するともに、他方、官僚の養成に大きく貢献した。

一方、私学としては、明治一二年和仏法律学校（現在の法政大学）、明治一四年明治法律専門学校（現在の明治大学）、明治一五年には早稲田大学の前身である東京専門学校も開校され、さらに明治一八年には英吉利法律学校（現在の中央大学）が開設されている。しかし、これらの私立大学は、広い意味での自民権運動と何らかの関連をもつものであり、政府―東京大学

の系列に属するものではない。そのため、政府は明治一六年二月、判・検事や東京大学教授が他の私立大学に出講することを禁じて圧力をかけたのであつた。特に東京専門学校（早稲田大学）は、時の政府の反対党の指導者大隈の創立にかかるものであつたことの故に、これに対しては厳しい弾圧が加えられたことは余りにも有名である。

明治二二年には憲法が發布され、同二四年には議会が開設されることになつたが、それにそなへ、政府はその組織を明らかにし、その地位を確固たるものとするため、明治一八年には内閣官制、一九年には各省官制等を制定している。そして、それとならんで、その人的要素を充足するため、明治二〇年には「文官試験試験補及見習規則」を制定公布しているが、この規則によると、帝国大学卒業生は試験を経ることなく試験となりうるものとされている。このことは、当時の政府の考え方として、官僚機構は帝国大学出身者により充足されるものであるといふことが当然の前提となつており、なお、それで不足するところを、私学出身者から、試験を経て採用しようという構想であつたことを明白にしている。このような考え方は、その後、明治二四年の「判事検事登用試験規則」においてもとうしゅうされており、大正七年の改革に至るまで維持され、帝国大学出身者は第一次筆記試験を免除されていた。しかしこの改革以

降、帝国大学偏重の悪風が改まったというわけではない。司法官となるための試験（高等文官試験）の試験委員は帝国大学の教官によって占められ、第二次世界大戦に至るまで、事実上、帝国大学出身者が異常なまでの優遇をうけたのである。

かくして、明治・大正・昭和の三代にかけて帝国大学法科出身者が、わが国の司法権の担い手となり、私学出身の法曹の多くは弁護士として野にあって活躍することを余儀なくされるという状況にあった。帝国大学において官僚として養成せられた司法官が、法に対してどのような意識をもち、裁判に際し、いかなる立場で裁判をしたかは想像に難くない。官僚的意識は裁判を通じて政府の構想する法秩序を国民生活の中に、上からおしつけるのに大きな役割を果たしたといえることができる。

(二) 官学と私学の法意識については、中村宗雄「私の裁判理論」前掲二一〇頁参照。

四 司法制度を通じての国の近代化

政策の実現(二)

前述したように、パンデクテンシステムの実体法体系の下では、一つの事件を同時に異なった数個の法規によって評価することが可能であり、その中いずれを国家の意思として裁判において宣言するかは、裁判の衝に当る裁判官の法意識によって決せ

られる。しかしして、その裁判官が、明治時代から第二次世界大戦の終了に至るまでの時期において、帝国大学出身者を中核として形成される一群の官僚であったことは、要するに裁判を通じて政府の意図が実現されたという結果をもたらすことになっている。その一つの例を法人保護の判例の中に見出すことができる。

明治政府は維新に当り、西欧諸国と肩をならべるため、急速に近代的な生産方法を移入し、大規模な工場を起し、鉄道、電信、電話等の近代的な設備を創設する必要に迫られていた。しかし、当時の私人の資本の程度では、このような大規模な事業をいくつも起すことは不可能な状態であったのであり、そのため、政府は自ら率先して、官業として大工場や交通機関の創設、鉱山の開発に着手し、あるいは特殊の保護を加えて、私人のかかる企業を育成しなければならなかった。このような情勢の下で、国の法人保護政策は極めて厚いものがあり、その態度が法人を当事者とする裁判の中にもあらわれている。その典型的な例を、明治三十七年五月一〇日大審院第二民事部判決（民抄録二一卷四一七九頁）に見出すことができる。

(一) 土屋喬雄、岡崎三郎・日本資本主義発達史概説 八一頁以下参照。

事件の事実関係はおよそつぎのようなものであった。すなわ

ち、被告Y銀行の定款には、会社の営業科目として具体的に数種のものがあげてあったが、同銀行取締役は、定款に記載されていない荷為替に対する保証をした。ところが、その為替が決済されなかったため、Y銀行が訴求されることとなり、同銀行取締役は相手方と和解をしてY銀行が相手方に金円を支払う約束をした。しかし、この和解にもとづく強制執行に対し、Y銀行は、取締役の行為は会社の定款に記載されていない事項にかかると、会社はこれにつき責任を負わないとし、この強制執行に異議の申立をした。原告Xは、Y銀行の商業登記簿には、営業の目的として、ただ銀行営業とだけ記載されている、定款の記載と登記簿の記載とが符合しないときは、善意の第三者を保護するため、登記の記載により会社の権利能力を判断すべきであって、本件の場合、Y銀行が責任を負うべきことを主張した。

しかし、大審院は、右の主張を入れず、銀行に責任はないとした。すなわちY銀行の営業科目は定款に記載されたところの数種に限定されるのであり、登記された営業の目的が、銀行営業とあっても、その登記は取締役の過失によってなされたものとみるべきであり、誤って登記簿に広い範囲の登記をしても銀行の営業科目が変更されるものではない。従ってY銀行の取締役が定款に反し、その営業科目にない荷為替の保証をしても、

そのことについてY銀行は責任を有しないのであり、また、取締役が銀行のため有効に和解をなしうるのは、会社の営業科目に関する事項に限るのであり、それ以外の事項について取締役は和解をなす権限をもたない。従って、取締役のなした和解は銀行に対し無効だと判断した。

法人は法令の規定に従い、定款または寄附行為によって定まった目的の範囲内において権利を有し義務を負うことは民法四三条に規定されている通りであり、従って、会社の取締役はその定款に定めた目的以外の業務をなすことはできず、もし、そのような行為をしたとしても、それは会社の行為とはならないということとは明白である。問題は法人の目的の範囲をどのように把握するかということである。法人は、社会的実在体として社会に機能しているのであるから、その機能の程度に応じて目的の範囲を拡大して解釈しなければ、取引の安全を著しく阻害することになる。本件の場合にはY銀行の定款には、他人の債務を保証することについて明確な記載がなかった。しかし、それは他の記載されている銀行業務と密接に関連し、常識的にも会社の目的の範囲内に算えられるべきことがらである。しかも登記簿には営業目的として、銀行営業と広い記載があったのであるから、それについての責任をY銀行に負担させることについて法理上それを妨げる理由はなかったといえるだろう。それ

にもかかわらず、判決が、会社の目的の範囲を限定して考え、定款に記載されないものは、会社の行為とならないとした理由が、当時、政府が意図していた法人の保護、助成という考え方が背後に大きく横たわり、判決はそれに影響されたものとみることが出来る。

同様な例は他にも多くみられる。たとえば明治三十六年一月二九日大審院第一民事部判決⁽¹¹⁾(民抄録一六卷二九四五頁)、大正一年九月二五日大審院第二民事部判決⁽¹²⁾(民抄録四五卷一〇三二七頁)など、大体同じようなケースである。

(二) 事案の大意はおよそ次の通りである。

Y 鉄道会社社長は、X 等四名に対し、会社創業の際から X 等が尽力した好意に対し謝意を表するため、金二千元を贈与することを約束した。しかし、Y 鉄道会社がこれを支払わなかったので、X 等はその支払を求めて本件の訴を起した。これに対し、大審院は、右の贈与契約は会社の目的の範囲外に属し、これについての業務担当社員
の行為は、たとえ会社の名義をもってなしたものであっても、会社の行為とはすることはできず、贈与契約について会社は責任を負わないとした。

(三) 事案はおよそ次のようなものであった。

Y 法人は重要物産同業組合法により設立した同業組合

であり、その定款によって定まっている目的は、組合員の委託をうけ、その生産した生糸を再練し、販売することにある。X は Y 法人の組合員に繭を売却し、Y 法人はその代金債務を引受け支払う約束をした。しかし、組合員がその代金の支払を怠ったので Y 法人がその支払を請求されたというケースである。大審院は Y 法人の側に組み、組合が組合員のため生糸の原料たる繭を買入れ、また組合員の買入れた繭代金の支払債務を引受けることは、組合員の共同の利益を増進するとしても、組合の目的の範囲外であり、その行為は無効である。従って X の Y 法人に対する請求は許されないとした。

しかし、困難に満ちた明治・大正期をのりこえ、昭和期に入ると、法人の経済的基礎もすっかりと固まり、国がこれを従来
の如く、異常なまでに保護する必要はなくなってくる。また「法人の目的」の範囲を狭く解することは、かえって法人の活動を制限することにもなるので、この時代になると判例の態度にも変化があらわれてくる。すなわち、法人の目的の範囲を次第に広く解するようになり、目的を達するため必要な行為は、法人の目的の範囲に属するものとする見解が行われるようになった。

たとえば、昭和十三年六月八日大審院第四民事部判決(民集

一七卷二二一九頁)においては、漁業権を抵当として資金の貸付をなした銀行が、抵当権実行の結果自ら競落人となり、漁業権を取得することは、銀行がその目的たる事業を遂行するのに必要な行為に属する旨判示した。さきにあげた、明治三七年の大審院判例の論法をもつてすれば、漁業権を取得することは、定款にかかげた營業科目の中に属さないから、当該取得行為は無効ということになつたはずである。右と同様の例は、昭和一五年二月二〇日大審院第二民事部判決(民集一九卷二〇〇頁)その他にも見出されるのであり、その態度は、最高裁判所の判例の中にうけつがれている。^(六)

(四) 判決要旨は、次の通りである。「漁業組合連合会ハ、所属組合ヲ構成スル組合員ガ漁獲加工セル物ノ共同販売ノ斡旋ノ目的遂行上必要ナル限り、右組合員以外ノ者ノ漁獲加工セル物ヲ買入レ若ハ之ヲ販売シ得ベキモノトス」この判例も、大正元年の大審院判決が、ある法人が繭の代金支払を保証した件につき、法人の目的の範囲外の行為は、法人の目的と牽連し、法人に利益をもたらすものであつても、法人の行為としては無効だとしていたのに比し、大きな転換を示している。

(五) たとえば、昭和二七年二月一五日最高裁判所第二小法廷判決(最高民集六卷二七七頁)。

司法制度と日本の近代化

(六) 法人の目的の範囲についての判例が、明治時代から、大正・昭和にかけて漸次拡大してきたことの背後には、法人の本質についての考え方が、法人擬制説から法人実在説へと移行してきたことが関係していることも認めなければならぬ。しかし、その最大の原因は、国家の法人保護政策の変遷に由来するといふことができる。

裁判所が、法人を相手とする訴訟において常に法人の側に立ち、その有利に裁判をしたことにつき、世間では「会社を相手とする訴訟で勝つたためしがない」ということさえ言われたとのことである。これまでの法人関係の訴訟のすべてを抜き出し「数字の上でこれを立証することは、いづれ機会をあらためて試みる」として、ここでは、明治三二年以降明治年間に、大審院に係属した。商法一六三条による株主總會決議取消の訴は一五件であり、その中、会社が敗訴した事件は僅か一件であつたことだけをあげておく。^(七)

(七) 小町谷操三・伊沢孝平・商事判例集(昭和九年版)による。

五 五 五 五 五

以上概観したように、官僚的法意識は裁判を通じて政府の構想する法秩序を国民生活の中に、上から、おしつけるのに与つ

て力があつたといふことができる。近代化という側面からいへば、政府の構想する近代化政策は司法を通じて擁護され助長されたのであり、この意味で司法制度は日本の近代化に大いに貢献したといふのであろう。しかし、政府はすべての面で近代化方針を採用したわけではない。明治維新が半革命だともいわれるように、事柄によっては世界の大勢とかかわりなく、わが国の伝統、醇風美俗と称して封建的法制の一部を維持し、それを推進したものも見出される。このような分野では裁判は封建的法制の擁護に奉仕することになつた。

(一) たとえば、家を中心として考える親族・相統法制の分野などはその一つの例である。なお、封建制は、君主と臣下とを上下の関係におき、従つて君主およびその代理人たる官僚は、国民に責任を負わないといふ考え方に立つ。この考え方を表明した判例は多数あるが、その一つの典型的な例として、明治三八年一月九日大阪控訴院判決（法律新聞三三八号七頁）をあげておく。

事案は、京都医科大学（京都大学医学部の前身）の教官が、ある患者の手術をした際、手術の方法を過まり、その患者を痲疾者にしてしまい、その患者から損害賠償の請求をうけたという事件である。大阪控訴院は、つぎのように判決し、患者の損害賠償の請求をしりぞけた。

「案ズルニ、官吏カ公法上ノ行為ニ関シ故意又ハ過失ニ因リテ一私人ニ被ラシメタル損害ヲ賠償スル責任アルヤ否ヤニ就テハ、学説上異論アリト雖ドモ、我国法ハ、特ニ不動産登記法第十三条、戸籍法第六条ニ、登記官吏ガ其故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生ジタル損害ヲ賠償スル責任アル旨規定セルヲ見レバ、斯カル規定ノ存セサル官吏ニ在ッテハ損害賠償ノ責任ナキモノト論断セザルヲ得ズ（中略）、被控訴人ガ為シタル右ノ行為ハ、大学教授タル官吏ノ公法上ノ発動ナルコト勿論ナルガ故ニ、被控訴人ニ於テハ、仮令其故意又ハ過失ニ因リ控訴人ヲ痲疾ニ至ラシメタルモノト為スモ、為メニ生ジタル損害ハ之ヲ賠償スル責任ナキモノト言ハザルベカラズ」

これを要するに、当時の司法制度、またその背後にある実体法体系は、国民のためというより、まず第一に国家のため作られたものであり、国家すなわち政府を中心として動いていたといふことができる。このような、もっぱら国家を中心として考えられた法体制は、お上の法として、明治期において依然として深く国民の脳裏に刻まれた封建的思考にたくみに乗じ、また極めて官僚的な司法制度によりそれを強行するという方法で、漸次国民生活の中に入り込み、外観上、近代的な社会体制を作り出すことに成功したと評価してよいように思われる。

しかし、その法は、国民の意思に根ざしたものでなく、にわか
に国民の支持をうけ難いものであったことは当然である。国民
の法意識と西欧法ないし西欧法的思考の間には大きな断層が
あることは否めないものであり、それは、国民が裁判所の裁判に
よる事件の解決を好まないという現象になって現われていると
いうことができよう。大正時代の末に制定された借地借家調停
法、小作調停法、商事調停法等一連の調停法が盛んに行われた
こと、また、訴訟として裁判所に係属した事件についても、裁
判上の和解により終了する事件が極めて多数にのぼっているこ
となどは、右の事実を雄弁に物語っているものといえることがで
きる。

法ならびに、司法制度が国民のためにあるべきことは明らか
である。第二次世界大戦終了後、司法制度は民主主義の旗印の
下、大幅に改革された。それがどのような意味をもつものであ
るかについては、いづれ機会をみて検討してみたいと考えてい
る。

〔以上は、昭和四二年度文部省科学研究（機関研究）費による研究成果の一部である。〕